破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３１６号
茨城県土浦市神立中央３丁目20番２号　小林住宅、住民票上の住所茨城県土浦市神立中央３丁目20番２号
破産者　羽成　文男
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１００５号
富山県富山市太郎丸西町２丁目２番地14、開始決定時の住所さいたま市見沼区大字蓮沼780番地２ＬＭ大宮大和田第２―204号
破産者　小澤　剛正
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９号
千葉県君津市南子安５丁目14番10号　203
破産者　青木　　誠
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１３６号
千葉県木更津市矢那4497番地
破産者　牧野　幸夫
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１４０号
静岡県富士宮市前田町119番地の２　パークサイドハウス201号、開始決定時の住所静岡県富士市天間612番地の５
破産者　岩科　　蕃
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２３１号
静岡県富士宮市小泉90番地の10、前住所静岡県富士市松本325番地の１
破産者　櫻井　清人
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２３２号
静岡県富士宮市小泉90番地の10、前住所静岡県富士市松本325番地の１
破産者　櫻井さちみ
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３４号
宮城県亘理郡亘理町字上浜街道47番地７　ミサワリゾート城東Ｂ棟、開始決定時の住所宮城県岩沼市早股字東砂押64番地
破産者　高橋　重男
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１１号
仙台市宮城野区二の森４番33号
破産者　松野　芳明
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２２号
仙台市青葉区荒巻神明町13番23号
破産者　赤間　一徳
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
宮城県大崎市古川塚目字屋敷22番地３
破産者　由利　有子（旧姓紺野）
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第４５９号
山形県東根市宮崎２丁目３番12号
破産者　石山　良衛
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１８号
山形県天童市中里２丁目４番38号
破産者　河合由美子
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３６号
山形県天童市久野本２丁目８番25号　矢萩住宅１号、前住所山形市大字大森990番地24
破産者　島津　弘道
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７２号
川崎市川崎区小田栄１丁目９番12号　ユナイトステージ小田栄ファースト203、開始決定時の住所川崎市幸区古川町83番地　消防局幸公舎208
破産者　福井　淳志
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
川崎市幸区紺屋町43番地１　バンブーベル幸306
破産者　三上　　忍
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
富山県射水市善光寺21番17号
破産者　坂井　敏枝
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部